

平成 8 年 2 月 12 日 理事会
平成 8 年 5 月 21 日 理事会
平成 12 年 5 月 12 日 理事会
平成 11 年 11 月 22 日 理事会
平成 12 年 3 月 31 日 理事会
平成 19 年 10 月 30 日 常任理事会
平成 25 年 12 月 7 日 理事会
令和 2 年 3 月 18 日 理事会

大阪星光学院役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は（以下「本規則」という）は、大阪星光学院（以下学院という）の理事及び監事の役員報酬に関することを定める。

(常任理事の報酬)

第2条 常勤する理事の報酬は次の通りとする。

- 月額 200,000円
- 2 期末手当は6月期に本俸の1ヶ月、12月期に本俸の2ヶ月を支給する。
 - 3 通勤手当は大阪星光学院給与規程第17条にもとづいて支給する。

(定まった金額の支給を受けている者の報酬)

第3条 本学院の業務に就き、本学院の給与規程、雇用契約及び業務委託契約にもとづき定まった金額の支給を受けている者の役員の報酬は支給しない。

(非常勤理事の報酬)

第4条 非常勤理事の報酬は月額30,000円を支給する。

(監事の報酬)

第5条 監事の報酬は月額30,000円を支給する。

(出張旅費)

第6条 出張旅費は、理事（理事長を含む）、監事、評議員の旅費に関する規程に定めるもののほかは、本学院の旅費規程およびその細則によって支給する。

(規程の改廃)

第7条 本規則の改廃は理事会の決議を経て行なうものとする。

付 則

第8条 理事長の役員報酬は当分の間、月額400,000円を支給する。

この規程は平成 7 年4月1日から施行する。

この規程は平成 8 年4月1日から施行する。

この規程は平成 10 年4月1日から施行する。

この規程は平成 11 年4月1日から施行する。

この規程は平成 13 年4月1日より一時中断する。

この規程は平成 19 年4月1日に遡及して施行する。

この規程は平成 26 年4月1日から施行する。

この規程は令和 2 年4月1日から施行する。

大阪星光学院 理事(理事長を含む)、監事、評議員の旅費に関する規定

第1条 この規定は理事（理事長を含む）、監事、評議員の旅費に関し、必要な事項を定める。

第2条 理事（理事長を含む）、監事、評議員の日当、宿泊料、食卓料は別表のとおりとする。

別 表 （大阪星光学院旅費規程の細則に同じ） 令和7年4月1日施行		
日当（1日につき）	宿泊費（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
2,500円	13,500円	2,200円

ただし、東京都へ出張の宿泊費は、15,000円とする。

第3条 理事（理事長を含む）、監事、評議員の交通費は実費を支給する。ただし、鉄道（新幹線特別急行列車、その他の特別急行列車）、船舶はグリーン車（室）とする。

第4条 評議員が評議会に出席する場合には、100km未満の業務として別表にかかわらず、交通費と日当を含めた旅費日当5,000円を支給する。ただし、業務上の必要により、宿泊する場合は第2条別表のとおりとする。

第5条 理事（理事長を含む）、監事、評議員の旅費の支給方法は、この規定に定めるもののほか、大阪星光学院旅費規程およびその細則による。

附 則

- （1）本学院の教職員の身分を擁する理事（理事長を含む）、監事、評議員の学校行事等の学校行事等の校務による出張旅費は、本学院の旅費規程およびその細則によって支給される。
- （2）この規定は平成19年4月1日から施行する。（平成19年11月13日常任理事会において決定）
- （3）平成27年4月1日から施行する。（平成26年12月15日理事会にて改定）
- （4）東京都へ出張の宿泊費の改定は、令和7年4月1日から施行する。